

熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

訓令第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷等の請負並びに建築物の管理に関する業務その他の業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）の契約を締結するために行う入札等の適正かつ円滑な執行並びに契約内容に適合した履行の確保を図るため、物品の買入れ等に係る入札等に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）又はその使用人が虚偽記載、契約違反、贈賄、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に定める談合行為その他の不正行為を行った場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 熊谷市行政組織条例（平成 17 年条例第 6 号）第 1 条に規定する部及び室並びに熊谷市行政組織条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）に規定する出納室の長並びに議会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長並びに熊谷市消防本部の組織に関する規則（平成 19 年規則第 89 号）第 3 条に規定する次長をいう。
- (2) 役員 有資格業者が法人の場合にあつては役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者をいい、個人の場合にあつては経営者本人をいう。
- (3) 使用人 前号に規定する者以外の雇用者をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(入札参加停止)

第 3 条 市長は、有資格業者又はその使用人が行った行為が別表に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、当該措置要件について同表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者に関し入札参加停止の措置を行うものとする。

- 2 市長は、市が発注する物品の買入れ等において、別表第 5 号又は第 6 号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員になっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止を行うことができる。
- 3 市長は、物品の買入れ等の契約のための指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名しないものとし、当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第 4 条 有資格業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに同表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び

長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。
 - (1) 別表の第3号から第6号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ同表の第3号から第6号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、別表の各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、それぞれ同表の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期に満たない期間を定める必要があるときは、同表又は前2項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間の短期を同表又は前2項の規定による短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、同表又は第1項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間の長期を同表又は第1項の規定による長期の2倍の期間（当該長期の2倍が36月を超える場合は、36月）まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することになった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第5号ア又は第6号アに該当したとき。
- (2) 別表第5号又は第6号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき

行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加停止の通知）

第6条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定により入札参加停止の措置を行い、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した物品の買入れ等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、第3条第3項の規定により指名を取り消したときは、様式第4号により当該入札参加停止に係る有資格業者に対し、遅滞なく、通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

（入札参加停止に至らない事由に関する処置）

第8条 市長は、入札参加停止の措置を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告の措置を行うことができる。

（役員等の報告）

第9条 市長は、第3条第2項の措置を行おうとする場合は、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第5号により報告させるものとする。

（入札参加停止の公表）

第10条 市長は、第3条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

（違反契約等の報告）

第11条 部長は、その所管に係る事務に関し、別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると思われる行為が有資格業者にあったと認められるときは、速やかにその旨を様式第6号により市長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月31日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第11条関係）

入札参加停止措置基準

	措置要件	期間
虚偽記載	1 物品の買入れ等の契約に係る手続において、競争入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品の買入れ等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
契約違反	2 物品の買入れ等の契約の履行に関し契約条件等に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
贈賄	3 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内
	イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品の買入れ等の契約をする事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）	逮捕又は公訴を知った日から4月以上24月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下この表において「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から3月以上24月以内
	4 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から4月以上18月以内
	イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から3月以

		上 1 8 月以内
	ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 1 8 月以内
独占禁止法違反行為	5 次の場合において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品の買入れ等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
	ア 市発注の物品の買入れ等	当該認定をした日から 1 2 月以上 3 6 月以内
	イ 上記以外での業務	当該認定をした日から 4 月以上 1 8 月以内
公契約関係競売入札妨害又は談合	6 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 市発注の物品の買入れ等	逮捕され又は公訴を知った日から 1 2 月以上 3 6 月以内
	イ 上記以外の業務	逮捕され又は公訴を知った日から 4 月以上 1 8 月以内
不正又は不誠実行為	7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、かつ、物品の買入れ等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内
	8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮 ^ニ 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、かつ、物品の買入れ等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
報告義務違反	9 市発注の物品の買入れ等において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内
経営不振	1 0 不渡手形を出し、又は銀行取引停止になる等倒産状態に陥り、物品の買入れ	市長が経営状態が安定したと認める

	等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	日まで
その他	1 1 前各号に該当する場合のほか、市税の滞納状況が悪質であるなど物品の買入れ等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	市長が滞納状況等が改められたと認める日まで

様式第 1 号（第 6 条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏名 印

入札参加停止の決定について（通知）

物品の買入れ等の契約に係る入札参加停止について、次のとおり決定したので通知します。再度このような事態が生ずることのないよう、十分注意してください。
（なお、本件に関する今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

- 1 入札参加停止期間
年 月 日から
年 月 日まで

- 2 入札参加停止の理由

※ 括弧書きは、第 6 条第 2 項に該当する場合に使用する。

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏名 印

入札参加停止期間の変更について（通知）

年 月 日付け第 号で通知した入札参加停止の期間を次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 従前の入札参加停止期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 変更後の停止期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 変更の理由

様式第 3 号（第 6 条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏名 印

入札参加停止の解除について（通知）
年 月 日付け第 号で通知した入札参加停止を解除した
ので通知します。

様式第4号（第6条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏名 印

入札参加停止等措置における取消通知書

下記に関する入札対象物品（委託業務）の指名を取り消したので通知いたします。
記

- 1 物品（委託業務）名
- 2 納入（委託業務）場所

年 月 日

熊谷市長 氏名 宛

本店所在地
 商号又は名称
 代表者役職名
 代表者氏名

印

役員等兼職報告書

この度、下記事案につき発生した不祥事件に関連し、当社社員が役員等（使用人は除く。）として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 不祥事件名
- 2 調査対象社員（逮捕又は起訴された社員）

役職名	(フリガナ) 氏名	年月日	性別	住所

- 3 上記 2 の社員の所属会社情報

(フリガナ) 商号又は名称	所在地	役職名

- (注) 1 該当する所属会社が複数ある場合は、全て記入すること。
 2 商業登記簿謄本（報告会社自身と上記 3 記載の会社の謄本及び閉鎖謄本）を添付すること。

市長 様

部 課長

契約違反等報告書

契約名		
発注者		
発生日時		
発生場所		
業 者 名	商号	
	代表者	
	所在地	
契約違反等 の内容		